四

黒



第十四類	貴金属及びその合金並びにこれらを用いた製品（他の類に属するものを除く。）。宝石。時計。
第十五類	楽器。
第十六類	紙。紙製品。印刷物。製本用材料。文房具類（家具を除く。）。事務用品（家具を除く。）。筆記用具。写真。写真用紙。印刷用の版。活字。印章。はんこ。
第十七類	ゴム。ゴム製品。ゴムの代用品。プラスチック。プラスチック製品。パッキン。ガスケット。電気絶縁用品。断熱用品。防音用品。光ファイバーケーブル。
第十八類	皮革。皮革製品。かばん類。袋物。携帯用小物入れ。財布。
第十九類	建築用又は構築用の石材。土・土壌。製材前の木材。屋根用スレート。切断済みの石・石材。半加工又は加工済み木材。床用タイル。テラコッタ。プラスター。柿板。板状の屋根材。屋根用タイル。宝飾品。ガーネット。カット済みの宝玉。時計側。時計。
第二十類	家具。鏡。額縁。クッション。
第二十一類	家庭用又は台所用の手動式の調理用具。食器類。ガラス製品。陶磁器。土器。化粧用具。ブラシ。清掃用具。
第二十二類	ロープ。ひも。網。テント。シート。帆。包装用袋。詰め物用材料。繊維。
第二十三類	糸。
第二十四類	織物。布製品。ベッドカバー。テーブルクロス。
第二十五類	衣類。履物。仮装用衣類。
第二十六類	レース。刺しゅう布。セーム革製品。レース製縁飾り。羊毛。リネン織物。繊維製品。布地。織物。じゅうたん。タペストリー。絹製品。ベール（カーテン）。家庭用リネン製品。ベレー帽。帽子。ブーツ。履物及び運動用特殊靴。サンダル靴及びサンダルげた。エスパルト製の靴及びエスパルト製のサンダルげた。スリッパ。手袋。木靴。装飾品（装飾用の羽根及び花）。縁飾り（ひも、レース製縁飾り、房の縁飾り、縁取り、リボン）。タイユール。ナイフ。食卓用フォーク。スプーン。眼鏡。フルート。皿。食器類。切削工具類（手持工具に当たるものに限る。）。手術器具。石目やすり。やす